

慰安婦合意と「和解・癒し財団」の事業推進方向

李元徳（国民大学）

1. 慰安婦妥結（2015年12月28日）に至るまでの経緯

—慰安婦問題は、1991年の金学順女史の告白以来、韓日両政府、国連などの国際社会、市民社会が問題解決のためにそれぞれ努力してきたが、解決することのできなかつた歴史的、女性人権、外交的問題であり、巨大な爆発性と揮発性を内在した難題中の難題。

—河野談話の発表およびアジア女性基金の事業実施など、日本による解決のための努力もなされたとはいえ、依然として限界をもっており被害者と韓国国民のこれに対する不満と批判が高かった。

—2011年8月に憲法裁判所が、慰安婦問題に対する解決の努力を怠ったことは「不作為の違憲」であると判示して以来、韓国外交部は慰安婦解決のための強力な対日外交を推進。李明博大統領が2012年の京都首脳会談で慰安婦問題の解決を強力に追求するなど対日外交の最大懸念になってきた。

—2013年2月、朴槿恵政府の開始以来、慰安婦問題の解決を対日外交の最重要課題として掲げて日本側に解決を要求、強力な対日圧迫展開（国際社会、韓米、韓中など主要首脳外交、3・1節、8・15光復節祝辞などで反復して言及）。

—2014年4月、ハーグ韓米日首脳会談以来、12回の韓日外交部局長級協議、8回の外交長官会議を開催して、慰安婦問題解決のための交渉を集中して展開した。

—2015年11月2日、ソウルで開催された韓中日首脳会談を契機に開かれた韓日首脳会談において、可能な限り早期に慰安婦問題妥結のための協議を加速化することに合意し、韓日国交正常化50周年である2015年の内に妥結を図ることにしたことが妥結の推進力として作用した。

—こうした状況下で、李丙琪・青瓦台秘書室長と谷内正太郎・国家安全保障会議事務局長との電撃的な秘密交渉を通じて最終的な妥結を図る。

—2015年12月28日、韓日外交長官会談と共同記者会見発表によって慰安婦問題に対する両国の妥結合意公表。

2. 慰安婦合意（2015. 12. 28）内容に対する評価

（1）慰安婦問題がもつ複合的で重層的な性格

—韓日両国の外交懸案

—普遍的な次元の戦時女性人権問題と連関したグローバルイシュー

—教訓として記憶して後世に教育しなければならない歴史的事実

—被害者個人の尊厳と名誉回復

（2）進展した合意と評価

—慰安婦問題解決の本質は、被害者の女性としての尊厳と名誉を回復して傷を癒すことにある。このために要求される核心要素は、1) 日本政府の加害責任認定、2) 日本政府の公式謝罪反省の表明、3) 謝罪の証憑として賠償的措置を実施することにある。

—本質的合意と付随的合意：日本政府の責任認定／謝罪反省の表明／賠償的措置の約束、が合意の本質的部分であるといえる。少女像言及／最終性・不可逆性の表明／国際社会での相互批判・批難自制、という部分は、本質的な合意に伴う付随的な事項を規定したものと理解される（例えば胴体と尻尾の関係であり、尻尾が胴体を揺るがすような理解は適当でない）。

—こうした基準に照らしてみると、今回の合意は、1) 日本政府が責任を痛感するという点を公式的に認めたという点、2) 総理大臣が日本政府を代表して謝罪反省を表明、3) 日本政府の予算で賠償的措置を実施するとしたことで、これまでの交渉経緯を考慮すると相当な進展をみせたものと評価できる。

—法的責任を100%認めたとはいえないが、日本政府が責任を認めて謝罪反省を表明した後、その謝罪反省の証拠（後続措置）として政府予算を使用して被害者の尊厳と名誉回復および心の傷を癒すための事業を実施することに合意しただけに、事実上（*de facto*）の法的な責任を認めたものと解釈できる。

—日本政府が明白な形の法的責任を認めて被害者に対する賠償を支払うことこそ慰安婦問題のもっともすっきりした解決であるという点は明らか。このためにもっとも望ましいのは、日本が慰安婦問題に関する特別法を制定して、この特別法に立脚した賠償措置を履行することである。

—2000年代初めに野党の少数議員によってこうした性格の法律案が提案されたことがあるが、本会議に上程されないまま廃案になってしまった。民主党政権時には、国会上程の試みすらできず。

—現在、日本の政治的状況および国会での議員分布などを考慮すると、特別法制定による賠償は実現不可能な解決案であるという点を勘案しなければならないだろう。

—したがって、慰安婦交渉で韓国政府は「政府の責任を否定してせいぜいのところ人道主義的次元の支援で慰安婦問題を終結」させようというこれまでの日本政府の姿勢に圧迫を加えて、なんとしてでも政府の公式的責任認定と賠償的措置を引き出そうと総力を集中させてきたものである。

—今回の合意は、内容的には日本が法的責任を認めたに近いものであると解釈できる。

—挺身隊問題対策協議会が賛成したアジア連帯会議解決案（2014年6月）ですら、法的責任という用語の代わりに4項目の事実と責任認定、4項目の措置を要求したことに留意する必要がある。

（3）これまでの妥結案との比較

—アジア女性基金（国民基金）が表明した総理の謝罪の手紙、理事長書簡でも道義的責任

(政府責任、法的責任ではない) のみに言及した。政府予算ではなく国民の募金額に贖罪金 (atonement 償い) 支給を試みる。この二つの要素のために、韓国ではこの解決法の受け入れを反対。

—佐々江案 (2012年3月) に比べても相当に進んだ案であると評価できる。佐々江案は人道的措置を前提としたもので、日本政府の責任認定が明らかでなかった。

—今回の合意は、斉木案 (2012年11月) に似た内容と評価されるが、斉木案と比較してもより進展した内容をもつものと評価される。斉木案は、政府の責任認定、総理の反省表明および駐韓大使の手紙伝達と300万円の金銭支給が要諦であるが、野田総理がこの案を承認しなかったことで事実上白紙化された。

(4) 安部政権のこれまでの立場との比較

—安部政権は、歴史修正主義的立場から慰安婦問題についてはアレルギー的反応をみせてきた。慰安婦募集の強制性を否定する一方、河野談話の毀損を図って検証報告書を出すなど超強硬姿勢。

—訪米 (2015年4月) 時の人身売買であるという言及、安部談話 (2015年8月) での表現に比べると、相当に進んだ立場表明である。自らの明らかな言葉で慰安婦に対する政府の責任認定および謝罪反省の立場を表明したことで、これまでの立場から大きく進展したとみることができる。

—一言で、落第点水準の慰安婦認識をもっていた安部総理から公式的謝罪反省の立場表明をえたことは、それなりの対日外交の成果として評価できる。

3. 妥結に対する批判と議論に対する立場

(1) 不十分な疎通と対話

—被害者および支援団体との緊密な事前の意思疎通が十分でなかったという指摘については、政府と財団がこれを謙虚に受け入れて、さらに積極的な疎通と対話を推進しなければならない (政府側説明: 15回にわたり被害者、支援団体などと協議、対話を進めたとする)。

—朴槿恵政府は、慰安婦解決を図るに際して、被害者が受け入れることができ、国民が納得できる解決を主張してきただけに、被害者および支援団体との緊密な意思疎通および対話は必須不可欠な要素である。

(2) 拙速妥結ではないのかという問題

—被害者の年齢 (平均年齢89.5歳) を考慮すると、慰安婦問題は寸刻を争う時間との戦い。2012年8月現在で80人中34人が亡くなり、妥結日基準で46人しか生存していない。妥結以降の7ヶ月の間に6人が他界し、現在40人のみ生存。

—今回の妥結機会を逃した場合、慰安婦問題は永久に未解決の問題として漂流し、韓日関

係は極端な国民感情が介在した対決と摩擦へと進むものと予想される。

—2015年が韓日基本条約50周年であり、この機を逃した場合、慰安婦妥結はさらに難航する可能性が大きかったと予想される。

(3) 謝罪反省の真情不足（感性的アプローチの不足）

—総理や外相が慰安婦ハルモニを直接訪問して心から謝罪反省を表明したならば、という心残り（感性的アプローチの不足）

—ドイツのブラント総理、ヴァイツゼッカー大統領の謝罪行動の一場面が与える誠意と感動に比べると、外相の岸田外務大臣の無感情な表情での文章朗読には真情が感じられないことは事実である。普通の韓国国民もこの点については同感である。

—韓日首脳会談開催などの契機に、安倍総理が慰安婦問題に対する明白な謝罪反省を直接表明することを望む。

—被害者に対する金銭の支給時に、総理名義の謝罪書簡を駐韓日本大使など責任ある当局者が被害者の前で朗読したり伝達する方法の検討を望む。

(4) 最終的解決、不可逆性言及

—妥結案で最終的解決、不可逆性に言及したことは、両国政府の相手方に対する信頼の不足に起因したものである。

—韓国は、1993年の河野談話にも関わらず、日本の右翼政治家が妄言などの言行によりこれを覆して修正しようという試みが頻繁になされてきたという点に留意して、今回の合意による最終的解決、不可逆性の意義を解釈している。今回の合意にも関わらず合意文に違反する妄言などの言行が責任ある指導者によってなされたときには、合意が白紙に戻ると警告の意味。

—アジア連帯会議の2014年6月解決案でも、日本の指導者の度重なる妄言などに留意して「覆すことが不可能な」という用語が使用されたことに留意。

—日本は、いわゆる日本国内の「ゴールポスト移動論」に対する対韓国不信世論を意識してこの条項の挿入を韓国に要求したものとみられ、特に安倍総理の強力な要求事項であったと推定される。

—最終的、不可逆的解決という意味は、岸田外相が表明した措置が誠実に履行されるということを前提として、韓日両政府が政府次元の外交交渉議題や争点としてこれ以上慰安婦問題を扱わない（卒業）という意味と解釈される。

—この合意により、被害者の訴訟行為、支援団体や市民社会での真相究明のための調査研究活動、市民団体による記念事業、運動などは、なんら制約を受けないものと解釈される。

—多国籍の民間団体が主導する慰安婦記録ユネスコ登録活動は、決して合意に違反したり抵触するものではない。

—合意がしっかり履行されるという前提のもとに両政府が国連など国際社会でこの問題に

ついて相互に批難、批判を自制するという合意も、政府主体の批難・批判行為に限られるものであり、民間団体による女性人権増進のための活動を制約するものではない。

—合意により「韓国が慰安婦問題について轡をかまされた」あるいは「動作停止」措置が取られたとか「日本が免罪符を受けた」などの評価は、あまりに断片的であったり拡大解釈するものであって客観的な事実とは異なる。

(5) 少女像問題

—少女像移転問題について韓国政府は合意したことがない。「可能な対応方向について関連団体との協議などを通じて適切に解決されるように努力する」と表明して、これは日本が表明した措置が着実に履行されるという前提下での努力であることはいまでもない。

—少女像撤去に対する裏での合意が存在するなどの一部メディア報道は、まったくの事実無根の流言飛語であると韓日両政府が確認している。

—少女像は、民間団体が慰安婦問題解決の念願する象徴として建てたものであり、政府がどうこう言える事柄ではない。

4. 財団設立と事業推進の方向性

(1) 和解・癒し財団の船出

—和解・癒し財団は、合意7ヶ月にあたる7月28日に発足（女性家族部傘下の民間非営利財団という形態）し、理事長と理事15人で構成。理事には外交部と女性家族部の主務局長やOB、歴史学、法律、韓日外交の専門家およびジャーナリストなどが参与。

(2) 事業推進方向：被害者および支援団体、国民との緊密な疎通と共感

—被害者、支援団体、国民を対象とする緊密な疎通と共感をさらに活性化して、交渉の経緯と合意内容に対する理解を求める努力を真摯に持続して傾注していかなくてはならない。

—25年間、慰安婦問題関連の研究調査活動、支援活動、運動に献身してきた研究者および支援団体関係者の苦労を評価して、彼らが慰安婦問題の解決に参加できるように条件を整えて努力を傾けなければならない。専門家の研究、調査および教育活動は、今後も続けられなければならない。

(3) 事業の内容（10億円の用途）

—10億円の日本側拠出資金は早期に拠出するものと予想され、その資金は迅速に執行することが望ましい。財団は事業後に解散。

—10億円の資金は、全額が被害者の尊厳と名誉回復、そして心の傷を癒すことにのみ限定して使用されること。財団の行政費用、経常費支出は、韓国政府が予算支援を行う方針である。

—事業の骨格は、被害者（遺族含む）にたいする直接的な金銭支給（事実上の謝罪／賠償

金)と、追悼と記念のための象徴的な事業(例:慰霊碑建立)に大別されるだろう。

一金銭支給対象は、女性家族部に登録された238人(死亡者は遺族)全員に、一定額の一時金が支給される方向で検討中。

一2015年12月28日基準で46人の生存者には、一時金以外にそれぞれに合った支援を行う方向(例えば、238人の登録者に2000万ウォンの一時金、46人の生存者には支援金8000万ウォン)

一実名確認がなされない匿名の多数被害者と、死亡したすべての被害者のためには、追慕と慰霊そして記憶のための慰霊碑(慰霊塔)建立を検討。

一ただし、慰安婦歴史(資料)記念館の建立と運営は、財団の資金だけでは不可能であるため韓国政府や民間募金などの資金で推進することが現実的と展望される。

(4) 合意文の補完および進化措置

一合意文を両国外交長官の共同記者会見で発表するだけでは不十分な部分が存在。合意文を修正補完して、政府の最高指導者が相互に署名した文書で合意を完結することが望ましい。

一今年の日本での韓中日首脳会談を契機に韓日首脳会談が開催されるならば、韓日首脳宣言文(共同声明)などで12・28合意を公式化、安部総理の肉声で歴史的事実と政府の責任認定、謝罪反省を表明することを期待。

(5) 今後の課題

一歴史記念館は、財団解散以降にも慰安婦に関連する歴史的真相究明のための研究、調査活動、被害者に対する慰霊および追慕事業、慰安婦問題を初めとした戦時女性人権運動、後世に対する教育活動など諸般の活動を展開できる組織として持続することを希望する。

一慰安婦問題は、韓日関係に限られたイシューではない。韓国を初めとしたアジア諸国および中国、フィリピン、インドネシア、オランダなどさまざまな国に被害者が分布しているだけに、慰霊碑および歴史記念館はこれらすべての慰安婦被害者を追悼して記憶する施設になることが望ましい。

一歴史記念館は、事業と活動の地平を拡大して国籍を超えたすべての慰安婦被害者のためのグローバルな普遍規範とし、女性人権の進行のための施設として位置づけられることが望ましい。

翻訳:橋本繁(東京大学大学院総合文化研究科韓国学研究部門・特任研究員)